

防府市スポーツ少年団全国大会出場補助金交付要綱

平成13年3月15日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市スポーツ少年団に登録している団員が、全国大会（以下「大会」という。）に予選会を経て出場する場合に交付する補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象等)

第2条 本部長は、予算の範囲内において大会出場者及びその団体（以下「大会出場者」という。）に対して補助金を交付する。

(1) 補助金の交付対象となる額は、次のとおりとする。

ア 団体競技の場合、1団体につき10,000円とする。

イ 個人競技（監督及びコーチを含む。）の場合、1名につき2,000円とする。ただし、一大会当たり10,000円を限度とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとするものは、全国大会出場補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を本部長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 本部長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金を交付する。

(申請書の内容変更等)

第5条 補助金の交付を受けた大会出場者は、申請書の内容に変更が生じたとき又は大会が中止になったとき若しくは大会に出場しなくなったときは、速やかにその理由を記

載した書面を本部長に提出し、承認又は指示を受けなければならない。

(大会結果報告書)

第6条 補助金の交付を受けた大会出場者は、大会終了後、速やかに全国大会出場結果報告書を本部長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 本部長は、大会が中止になったとき若しくは補助金の交付を受けた大会出場者が大会に出場しなかったとき又はこの要綱に違反したとき若しくは虚偽の申請、届出若しくは報告をしたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 本部長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。